

第43回産業歯科医研修会（平成27年度）実施要領

1. 目的

最近における職域の健康管理の問題は、広範かつ多様化し、そのため地域における産業歯科医の任務はますます重要なものとなってきている。また、平成23年8月に歯科口腔保健法が成立し、各ライフステージにおける歯科口腔保健の推進について記載があることから、今後、労働衛生の場での歯科口腔保健活動の重要性も益々増していくと考えられる。これらに対応し、産業歯科医の資質の向上と産業歯科衛生の普及向上を図ることを目的に実施する。

また、日本歯科医師会が作成した「生活歯援プログラム（標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル）」において、これまでの疾病の早期発見・早期治療を目的としたものから、疾患リスクの早期発見とする一次予防、及びそのリスクに対応した保健指導を担うことのできる歯科医師を養成し、産業歯科医の新たな職務として位置付けたい。

2. 主催

日本歯科医師会（産業医学振興財団委託事業）

3. 対象

歯科医師

4. 日程・研修内容

	開催日	会場名
初回 (別紙1)	平成27年 7月11日(土) 12日(日)	歯科医師会館：東京都千代田区 九段北4-1-20
2回目 (別紙2)	平成27年 8月8日(土) 9日(日)	歯科医師会館：東京都千代田区 九段北4-1-20

5. 受講の申し込みと受講料等

①正会員

開催期日30日前までに所属の都道府県歯科医師会に申し込む。都道府県歯科医師会は受講申込名簿を所定の用紙に取りまとめ、各開催日の25日前までに日本歯科医師会地域保健課に提出。開催日の2週間前に受講予定者に直接受講票を送付するので受講票は研修会当日に持参すること(注)。受講料：無料。

② 準会員

1) 第3種・第4種・第5種会員・・・開催期日25日前までに所定の用紙に必要事項を記入の上、日本歯科医師会地域保健課に直接申し込む。開催日の2週間前に受講票を送付するので、受講票は研修会当日に持参すること(注)。受講料：無料。

2) 第6種会員・・・開催期日25日前までに所定の用紙に必要事項を記入の上、日本歯科医師会地域保健課に直接申し込む。開催日の2週間前に受講票を送付するので、受講票は研修会当日に持参すること(注)。受講料：5,000円(教材費)を事前に日本歯科医師会の下記口座に振り込むものとし、受講手続き完了後は受講を辞退しても受講料は返金しない。

③ 未入会者

開催期日30日前までに歯科医師免許証の写しを添え、所定の用紙に必要事項を記入の上、日本歯科医師会地域保健課へ直接申し込む。開催日の2週間前に受講票を送付するので、受講票は研修会当日に持参すること(注)。受講料：5,000円(教材費)を事前に日本歯科医師会の下記口座に振り込むものとし、受講手続き完了後は受講を辞退しても受講料は返金しない。

(注) 開催日の7日前までに受講票が届かない場合は、日本歯科医師会地域保健課までご連絡ください。

受講料振込先：三菱東京UFJ銀行市ヶ谷支店 普通預金0050119 コウエキシャダンハウジン ニホンシカイシカイ

6. 定員について

各回とも原則として100名とする。

7. 認定証の交付

修了者のうち、正会員及び準会員(第6種を除く)には日本歯科医師会の産業歯科医認定証を、第6種会員、会員以外の受講者、再受講者には受講証明書を研修会の全日程終了後に交付する。

なお、第6種会員及び会員以外の受講者におかれては、研修会終了後、日本歯科医師会に正会員及び準会員(第6種を除く)として入会し、申し出のあった場合、受講証明書を産業歯科医認定証に振り替えることができるものとする。

8. 問い合わせ

日本歯科医師会地域保健課 (〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
電話：03-3262-9211、FAX：03-3262-9885、Eメール：
chiiki-info@jda.or.jp)